

## 契約解除

# 訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

## ■クーリング・オフの手続き手順（メール等の場合）

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。
- 2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。
- 3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

## ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）
- 特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）
- 電話勧誘販売
- 訪問購入（いわゆる訪問買取）

8日間

- 業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）
- 連鎖販売取引（マルチ商法）

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

商品・サービスの契約トラブルは 千葉市消費生活センター

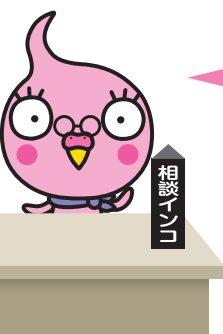
相談専用電話

043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索



## 消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか？困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

# 悪質商法かも!？ 勧誘されたら188番

楽しく稼げる



サイドビジネス  
商法

簡単に  
もうかる



マルチ商法

今日だけ  
割引



美容に関する  
トラブル



言われたこと  
あるかも!

BOKU  
KAMOKAMO...  
©YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

土曜日も相談できます

商品・サービスの契約トラブルは



千葉市消費生活センター 相談専用電話

043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30  
※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索

